

産業財産相談の利用に係る注意事項

1. 限られた時間及び資料の範囲内で相談をお受けしアドバイスするため、アドバイスの内容について、区及び弁理士のいずれも法的責任を負うものではないことを予めご了承ください。最終的なご判断はご相談者様ご自身の責任でお願いします。
2. 相談内容によっては、回答できることには限度があり、相談に応じかねる場合もありますので、予めご了承ください。 ※産業財産相談では、あくまで無料相談の範囲でのアドバイスに留まります。
例えば、出願書類等（願書、明細書、補正書）や契約書等の作成・特許庁へ手続等の代理業務、知財に関する調査業務等、無料相談の範囲を超える業務は行っていません。また、特許性の判断等につきましても、権利化等を保証するものではなく、一般的な見解を示す等の助言に留まります。
3. 相談時にご提供いただいた企業・個人情報及び相談内容に関する情報等は、以下の目的にのみ利用いたします。
 - ・ 産業財産相談の支援内容の向上
 - ・ 産業財産相談の支援手法に関する統計及び分析
 - ・ 各種アンケート調査の依頼
 - ・ 産業財産に関する支援施策・各種セミナー等の参考情報の提供

上記注意事項について、確認しました。

年 月 日

(あて先) 港区立産業振興センター長

事業所所在地

事業所名

代表者名

⑩